

31 A234-3 患者サポート体制充実加算（入院初日）

1 点数

患者サポート体制充実加算（入院初日） 70点

注

患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く）、第3節の特定入院料または第4節の短期滞手術等基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

通知

- (1) 患者サポート体制充実加算は、医療従事者と患者との対話を促進するため、患者またはその家族等（以下この項目において「患者等」という）に対する支援体制を評価したものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中1回に限り、入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (2) 当該保険医療機関に相談支援窓口を設置し、患者等からの疾病に関する医学的な質問ならびに生活上および入院上の不安等に関する相談について懇切丁寧に対応すること。
- (3) 医療従事者と患者等との良好な関係を築くため、患者支援体制が整備されていること。
- (4) 区分番号「A232」に掲げるがん拠点病院加算を算定している場合は算定できない。

2 告示

<input type="checkbox"/>	(1) 患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
<input type="checkbox"/>	(2) 当該窓口で、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。

3 通知

<input type="checkbox"/>	(1) 当該保険医療機関内に患者またはその家族（以下「患者等」という）からの疾病に関する医学的な質問ならびに生活上および入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。
<input type="checkbox"/>	(2) (1)における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士またはその他医療有資格者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時1名以上配置されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、当該窓口は区分番号「A234」に掲げる医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であっても差し支えない。
<input type="checkbox"/>	(3) (1)における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。
<input type="checkbox"/>	(4) 当該保険医療機関内に患者等に対する支援体制が整備されていること。なお、患者等に対する支援体制とは以下のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ア 患者支援体制確保のため、(1)における相談窓口と各部門とが十分に連携していること。 <input type="checkbox"/>イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置していること。 <input type="checkbox"/>ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加していること。 <input type="checkbox"/>エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制および報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。 <input type="checkbox"/>オ (1)における相談窓口および各部門で対応した患者等の相談件数および相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録していること。また、区分番号「A234」に掲げる医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その状況を記録していること。 <input type="checkbox"/>カ 定期的に患者支援体制に関する取組の見直しを行っていること。
<input type="checkbox"/>	(5) 当該保険医療機関内の見やすい場所に、(1)における相談窓口が設置されていることおよび患者等に対する支援のため実施している取組を掲示していること。また、当該保険医療機関の入院患者について、入院時に文書等を用いて(1)における相談窓口について説明を行っていること。
<input type="checkbox"/>	(6) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。

4 届出に関する事項

<input type="checkbox"/>	患者サポート体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36を用いること。
--------------------------	---

5 確認事項と想定される質問

確認1◆

<input type="checkbox"/>	当該保険医療機関内に患者またはその家族からの疾病に関する医学的な質問ならびに生活上および入院上の不安等、さまざまな相談に対応する窓口を設置している。
--------------------------	--

質問

<input type="checkbox"/>	窓口配置されているのは誰ですか。
<input type="checkbox"/>	相談窓口の職員の配置状況が確認できる書類を見せてください。

アドバイス

専任の窓口担当者の一覧表や配置表などを提示して、その資格と配置状況について説明しましょう。なお、専任の担当者は標榜診療時間のすべてにおいて窓口配置されている必要があります。念のため、厚生局などに届出している標榜診療時間を確認しておきましょう。
また、診療時間の標榜と実態がズレてしまっていることがありますので、その場合には必要に応じて訂正をしておきましょう。

確認2◆

<input type="checkbox"/>	確認1における当該窓口専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士またはその他医療有資格者等が標榜時間内において常時1名以上配置されている。 ※当該窓口は医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であってもよい。
--------------------------	---

確認3

<input type="checkbox"/>	確認1における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。
--------------------------	--

アドバイス

研修を受講している場合には、修了証などを提示して説明しましょう。

確認4◆

<input type="checkbox"/>	当該保険医療機関内に患者等に対する以下の支援体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> ア 患者支援体制確保のため、確認1における相談窓口と各部門とが十分に連携している。 <input type="checkbox"/> イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置している。 <input type="checkbox"/> ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加している。 <input type="checkbox"/> エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制および報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させている。 <input type="checkbox"/> オ 確認1における相談窓口および各部門で対応した患者等の相談件数および相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録している。 ※医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その状況を記録している。 <input type="checkbox"/> カ 定期的に患者支援体制に関する取組みの見直しを行っている。
--------------------------	--

質問

<input type="checkbox"/>	患者支援に係る取組みの評価等を行うカンファレンスの記録を見せてください。
<input type="checkbox"/>	各部門の患者等から相談を受けた場合の対応体制および報告体制のマニュアルを見せてください。

第1章
「基礎知識」編

調査の実施方法

第2章
「事前準備」編

事前に提出する書類

当日に準備する書類一式

1 入院基本料

2 基本診療料

3 特掲診療料

4 入院時食事療養費

5 保険外併用療養費および保険外負担

第3章
「調査実践」編

一般事項

1 保険医療機関の現況

2 保険外併用療養費

3 保険外負担

基本診療料

1 入院基本料

2 入院基本料等加算

3 特定入院料

4 短期滞在手術等基本料

特掲診療料

1 特掲診療料の告示と通知

2 医学管理等

3 在宅医療

4 検査

5 画像診断

6 投薬、注射

7 リハビリテーション

8 精神科専門療法

9 処置

10 手術、麻酔

11 放射線治療

12 病理診断

入院時食事等/参考資料

第4章
「結果指摘」編

書式資料集

逆引き索引